



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 7

自主規制規則の見直しに関する 検討計画について

2026年7月14日
日本証券業協会

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

- 本年4月15日から5月14日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、2件の提案が寄せられた。
- 寄せられた提案の内容及び検討計画は、次ページ以降。

【参考：募集方法】

募集対象

協会員及び幅広い関係者等

募集内容

本協会の自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則及び関連するガイドライン等の見直しに関する提案

募集期間

2026年4月15日（水）から5月14日（木）まで
（協会員通知及び協会ホームページにて募集周知）

提出方法

所定の様式に提案内容を記載のうえ、電子メール又は本協会ホームページの専用フォームにて提出

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

提案事項

発行者による自社の既発債の買入れにおいて、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」を参考にした一定のルールのもとで、証券会社から応募する投資家の情報を発行者へ提供し、証券会社間で共有する取り扱いを可能とすること。

提案の具体的内容

- 発行者が一定の期間を定め、複数の証券会社を通じ、市場実勢に基づき公平性をもって自社の既発債を投資家から買い入れる際、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」を参考にした一定のルールのもとで、発行者による自社の既発債の買入れにおいて、証券会社が買入応募情報（投資家の名称、投資方針、買入れへの応募検討状況および検討金額、売却希望額、希望価格ならびに最終的な売却金額等の情報（個人情報を除く。））を、発行者より買入応募情報の機密保持等の適切な管理に係る確約を得たうえで、発行者へ提供し、また証券会社間で買入応募情報を共有できることを明確にする。

提案理由

- 発行者による自社の既発債の買入れにおける買入応募情報の発行者への提供等については、現在、明確なルールが存在せず、証券会社間でも考え方が統一されていないように見受けられる。ある証券会社では、買入れに応募する投資家から情報開示に関する不同意の申し出がなければ情報開示に同意したものとみなし（オプトアウト方式）、買入応募情報を発行者に提供可能であるとし、他方では、これに係る明確なルールが存在しないことを理由に、各応募投資家から個別に情報開示に関する同意を得ること（オプトイン方式）が必要であると考えられている。
- 発行者が自社の既発債を買い入れる場合も、新発債の募集時と同様に、発行者が主体となり、証券会社を通じて買入条件の設定、買入れに係るマーケティング等を行うケースがあるため、発行者に対して適切な情報開示を行い、投資家の買入れに対する応募ニーズを把握しながら市場の実勢に基づいて買入れの実施判断を行う必要があるが、募集・引受けとは異なる行為でもあるため、投資家情報の取扱いについて一定の考え方の整理、ルールの共有が必要と考える。

検討計画

「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」において、課題の把握を行ったうえで、必要な対応について検討する

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

提案事項

IFAの管理体制に対する提言

提案の具体的内容

- ・ ガイドラインの制定

提案理由

- ・ 昨今、金融商品仲介業者(以下「IFA」という。)は急増している。IFAの営業員は歩合比率が高く、かつ個人事業主雇用形態が多くを占めており、証券会社による直接雇用ではなく、また、間接的に証券会社による管理を受ける体制である。なので、IFAはコンプライアンス上のリスクが高いと言えないだろうか。
- ・ もちろん全てのIFA事業者を調査したわけではないので分からないが、所属証券会社に一定の管理体制が整っていたとしても、そもそもの現場であるIFA事業者に管理体制が整っていないというのであれば、不祥事発生リスクは極めて高くなることは間違いない。不祥事が発生すれば、証券業界全体に波及する可能性もある。よって、IFAの制度を定義した上で、日証協においての取扱いをしっかりと議論すべき時期に来ていると思われる。
- ・ 再定義のポイントは「顧客の所属」にあると考えている。IFA事業者の場合、顧客はIFA事業者ではなく、所属証券会社に所属している。つまり、証券会社の顧客保護の観点で見れば、IFAも証券会社が自社に抱える営業員と何ら変わらない。したがって、形態上は別会社であるが、証券会社の顧客を取り扱っているという点で、IFA事業者は証券会社と同等の営業管理体制を求めべきであるとする。IFA事業者自体で管理体制を確立した上で、その管理体制が適正に運用されているかどうかを所属証券会社がチェックする体制が必要なのではないか。そもそも基本的管理すらも証券会社に依存していて、管理体制を持たないIFA事業者は証券会社の顧客を取扱う資格はなく、そのような業者は将来問題を発生させる可能性が高く、結果証券業界全体のイメージを低下させることにつながる。
- ・ 証券業界にとって最も重要である「顧客保護の観点」から、適正な形でIFAとの共存を目指す為にも、協会によるガイドライン策定を含めた提案を行いたい。

検討計画

金融商品仲介業者の管理態勢について必要な対応を検討する

2. 今後のスケジュールについて

時期	検討手順・スケジュール
2026年	
4月15日～5月14日	「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集
6月	協会事務局において提案を整理・検討
7月	各分科会・自主規制会議において「検討計画」を報告、公表
～	所管WG等において検討
12月	各分科会・自主規制会議において「検討結果・状況」を報告、公表
2027年	
1月以降	必要に応じて所要の手続（規則改正に係るパブコメ募集等）

※検討状況により、上記スケジュールが変更となる場合あり。